

神栖市震災復興計画の一部改正について

平成23年9月に策定し、平成25年6月に改正しました神栖市震災復興計画につきまして、「神栖総合公園のかさ上げ」事業を「砂山都市緑地の整備」事業に移行したため、「神栖総合公園のかさ上げ」計画より削除します。

◆復興施策の大綱 3-(1) 津波や液状化への対策

■津波対策や液状化への対応

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
5	神栖総合公園のかさ上げ	市全体的が平坦で海拔も平均5m程度と低いことから、周辺の住民やコンビナートで働く方が一時的に避難できる場所を確保するため、臨海部・鹿島港近傍に位置する神栖総合公園の「かさ上げ」について取り組んでいきます。	県				



◆復興施策の大綱 3-(1) 津波や液状化への対策

■津波対策や液状化への対応

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
11	砂山都市緑地の整備	既存の丘に園路や誘導灯などを設け、大津波時の緊急避難先として機能するよう整備する。	市				

(事業を移行する理由)

「神栖総合公園のかさ上げ」事業は、計画に追加する時点では、総合公園の土地及び建物等は県の所有物であり、かさ上げ事業も県が実施する予定でしたが、平成24年度に総合公園が県から市へ移管され、かさ上げ事業も市へ移管となりました。

事業の移管後、市の担当課において検討を重ねた結果、海に隣接している公園の一部をかさ上げして避難先とした場合、海へ向かって避難する事となるため、実際の利用面等を考慮し、東部コンビナート内にある砂山都市緑地を整備(事業No. 3-(1)-11)し、津波からの一時避難場所として活用した方が、効果的であるとの結論に至りました。

このため、神栖総合公園のかさ上げ事業の実施を取りやめ、砂山都市緑地の整備を図ることとなりました。